



第 2 次実施計画

- I 第 2 次実施計画の概要
- II 財政計画
- III 進行管理方法
- IV 計画の体系
- V 施策及び事務事業
- VI 施策目標を支える組織の業務目標
- VII 寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略(第 3 期)
- VIII 寒川町における SDGs の推進
- IX 行政サービス改革に関する取り組み

目次

I	第2次実施計画の概要	45
1.	目的	45
2.	計画期間	45
3.	策定の基本的な考え方	45
II	財政計画	46
1.	財政計画の基本的な考え方	46
2.	財政計画	47
III	進行管理方法	48
1.	指標の考え方	48
2.	実施計画の進行管理	49
3.	個別計画との関係	51
IV	計画の体系	52
V	施策及び事務事業	54
第1章	「まちづくりの原動力となるひとづくり」	56
第2章	「生涯にわたって自分らしく暮らせるまちづくり」	66
第3章	「こころ穏やかに暮らせるまちづくり」	76
第4章	「安全・安心に暮らせるまちづくり」	88
第5章	「時代に最適化したにぎわいのあるまちづくり」	94
第6章	「まちづくりのための基盤づくり」	112
VI	施策目標を支える組織の業務目標	122
1.	業務目標について	122
2.	各組織の業務目標	123
VII	寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）	134
1.	策定について	134
2.	地域ビジョンについて	137
3.	寒川町のブランド推進による地方創生	137
4.	基本目標と目指すべき基本的方向	138
5.	地方創生におけるデジタル活用の方向性	145
6.	総合戦略事業と第2次実施計画事業等の関係性一覧	146
7.	進行管理体制	147
VIII	寒川町におけるSDGsの推進	148
1.	寒川町総合計画2040とSDGsの関連性について	148
2.	SDGs達成に向けた取り組み	148
3.	第2次実施計画とSDGsの関係性一覧表	152
IX	行政サービス改革に関する取り組み	163
1.	これまでの行政サービス改革に関する取組経過	163
2.	行政サービス改革に関する取り組み	164

I 第2次実施計画の概要

1 目的

実施計画では、寒川町が目指す将来像を明らかにしている基本構想を実現するために、町が実施する目的や具体的な取り組みを示します。

2 計画期間

寒川町総合計画 2040 の基本構想は、令和 3 年度から令和 22 年度までの 20 年間を計画期間とし、実施計画は 4 年間を計画期間としています。第 2 次実施計画は、令和 7 年度から令和 10 年度までを計画期間としています。

【寒川町総合計画 2040 の計画期間】

基本構想	基本構想（R3～R22）				
実施計画	第 1 次 実施計画 (R3～R6)	第 2 次 実施計画 (R7～R10)	第 3 次 実施計画 (R11～R14)	第 4 次 実施計画 (R15～R18)	第 5 次 実施計画 (R19～R22)

3 策定の基本的な考え方

第 2 次実施計画については、次の基本的な考え方①～⑦に留意して策定しました。

- ① 「つながる力で 新化するまち」の実現に向けた取り組みを推進します。
- ② マーケティング分析に基づき施策・事務事業を構築し、選択と集中を図ります。
- ③ 財源の裏付けのある計画を策定します。
- ④ 適切な目標/目標指標を設定し、効果的効率的な進行管理を実施します。
- ⑤ 地方創生に係る取り組みを推進します。
- ⑥ 施策責任者を明確にします。
- ⑦ 個別計画との整合を図ります。

本編では、第2次実施計画期間の令和7年度から令和10年度までの財政計画について掲載しています。

1 財政計画の基本的な考え方

本実施計画を着実に推進していくためには、計画期間中の財政収支（当初予算ベース）を明らかにし、財政上の裏付けを確保した実効性のある計画にする必要があります。

そこで、計画期間中の財政収支について、社会経済環境の変化や税・財政制度の改正などの不確定要素はありますが、現行制度を基本として、歳入実績の推移などを踏まえ歳入推計を行うとともに、まちの将来像「つながる力で 新化するまち」に資するものとして重点化した第2次実施計画や、地方創生を目的とした総合戦略に基づく事業を重点的に取り組み、「選択と集中」の考え方のもと事業優先度を勘案しながら計画事業費を積み上げることで策定しました。

なお、計画期間中における事業費については、施策、事業ごとに随時見直しを行い、さらなる歳入の確保と効果的な歳出に努め、予算編成作業を通して各年度の予算に反映させていきます。

（1）歳入

①自主財源

新型コロナウイルス感染症の終息に伴い、経済社会活動の正常化に伴い、個人所得や企業収益が堅調に推移していることを踏まえた上で算出しました。

②依存財源

主な依存財源である国・県支出金については、本実施計画の計画期間内において実施する計画事業費をもとに、現行制度の中で算出しました。また、町債については、世代間の公平負担を図るよう、事業の効果を踏まえた上で、適切な借入による推計としました。

なお、令和7年度から10年度にかけては、茅ヶ崎市消防署宮山出張所建設工事、健康管理センター代替施設建設工事及び茅ヶ崎市消防署寒川分署建設工事など公共施設の更新に伴う新たな借入が見込まれるため、町債が例年より増加傾向にあります。

（2）歳出

①経常的経費

将来にわたって持続可能な財政運営を図れるよう、事業の見直しや再構築を行うことにより物件費や補助費などを見直し、計画期間に予定する計画事業費を積み上げています。

具体的には、長引くエネルギー価格や物価高騰を背景とした経常的経費の増加が見込まれます。

扶助費については、少子化対策、高齢者・障がい者対策などの社会保障費の増加が見込まれることにより増額しています。

公債費については、現行の償還計画に計画期間内の事業に対する新たな町債の償還額を加えて算出しています。

②投資的経費

町の将来の発展に向け町民の生命、財産を守ることを最優先とし、その他利便性の向上や効果が見込まれる事業について計画的に見込んでいます。また、その財源については、世代間の公平負担の考えに基づき、将来的な健全財政を見据えた上で、新たな町債も考慮し財源配分を行いました。

2 財政計画

【歳入】

(単位：百万円)

科目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
自主財源	12,163	12,173	12,020	12,098
町税	9,194	9,062	9,120	9,250
分担金・負担金	83	85	85	85
使用料及び手数料	80	86	86	86
財産収入・寄付金・諸収入	1,391	1,418	1,336	1,319
繰入金	1,135	1,241	1,112	1,078
繰越金	280	280	280	280
依存財源	7,477	6,380	6,654	7,284
地方譲与税	102	102	102	102
利子割及び配当割交付金	237	237	237	237
地方消費税交付金等	1,130	1,130	1,130	1,130
地方特例交付金	70	70	70	70
地方交付税	1	1	1	1
国・県支出金	4,443	4,235	4,500	4,599
町債	1,495	606	614	1,146
合計	19,640	18,553	18,674	19,383

【歳出】

(単位：百万円)

科目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
経常的経費	16,402	15,331	15,592	16,251
義務的経費				
人件費	3,461	3,433	3,432	3,444
扶助費	4,687	4,608	4,952	5,186
公債費	945	963	974	967
その他				
物件費	4,449	4,183	4,111	4,202
維持補修費	116	74	70	67
補助費等	2,744	2,069	2,053	2,384
投資的経費	1,302	1,209	972	1,078
普通建設事業費	1,302	1,209	972	1,078
その他	1,936	2,013	2,109	2,054
繰出金	1,711	1,661	1,750	1,746
積立金等	225	352	359	308
合計	19,640	18,553	18,674	19,383

※表示単位未満（百万円未満）を四捨五入しているため、合計額が一致しない場合があります。

Ⅲ 進行管理方法

本実施計画の着実な進行管理を行うため、施策及び事務事業については、その目標（目指す姿）を定量的に表す成果指標を設定しています。この達成度を評価することで各施策・事務事業の効果検証を行い、そこで明らかになった課題については速やかに改善することで、町総合計画（まちの将来像「つながる力で 新化するまち」）の効果的・効率的な推進を図ります。

1 指標の考え方

①策定プロセスでの EBPM¹の推進

第2次実施計画の策定プロセスでは、すべての施策・事務事業に対し、「その事業を実施することにより、まちの将来像の実現に結びつく」という戦略的かつ仮説的思考を組み立てるためのロジックモデル²を作成することで、「将来目指すべき姿から逆算して現在、何をすべきか」という政策体系の目的（施策）と手段（事務事業）の階層構造を整理して、行動活動を可視化することに取り組みました。



令和6年度 EBPM 研修の様子

②ロジックモデルの作成（第2次実施計画の施策・事務事業目標・指標の作成）

ロジックモデルの作成では、担当者1人でロジックモデル作成することなく、課内会議・部内戦略会議などを開催して作成しました。

そのため、ロジックモデルを作成する際の留意点は、1人で作成する場合、その人の視野や知見の範囲に限定されるため、なるべく多くの職員で作成することで施策や事務事業についての認識や課題共有を図ることができ、かつ、多様な視野や知見をロジックモデルに反映させることに努めてきました。

¹ EBPM：EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。

² ロジックモデル：事業や組織が最終的に目指す変化・効果の実現に向けた道筋を体系的に図示化し、事業がどのような目的を達成しようとしているのか示しているもの。

各施策及び事務事業の目標指標については、次の考え方により設定しています。

《施策の目標指標》

- ・ 施策の目指す姿（施策目標）に向けた取り組みの進捗度を測るため、計画期間における施策目標を定量的に表した目標指標を設定します。
- ・ 目標指標の設定にあたっては、ロジックモデルの考え方を取り入れ、成果（アウトカム）指標（KPI：Key Performance Indicator：重要業績評価指標）となるよう設定します。
- ・ 施策目標及びその実現のための取り組み（事務事業）を重点化する観点から、目標指標の数は最大でも4つ以内とします。

《事務事業の目標設定》

- ・ 施策目標達成のための重点的な取り組み（当該施策の手段）を具体的に表すものとして、施策指標と「目的－手段」の関係になるよう設定します。
- ・ 施策指標を上位の成果（アウトカム）指標とし、その達成に有効な手段となりうる取り組みの指標を下位の成果（アウトカム）指標として設定します。

2 実施計画の進行管理

本実施計画の進行管理は施策評価と事務事業評価により実施します。これと各年度の予算編成及び決算審査を結びつけることで、実効性のある進行管理体制とします。

なお、事務事業評価の実施にあたっては、各年度終了後の評価（効果検証）のほかに、年度途中の評価も実施し、適宜中間見直しを行うことで、計画の柔軟性を高めます。

《進行管理にあたってのポイント》

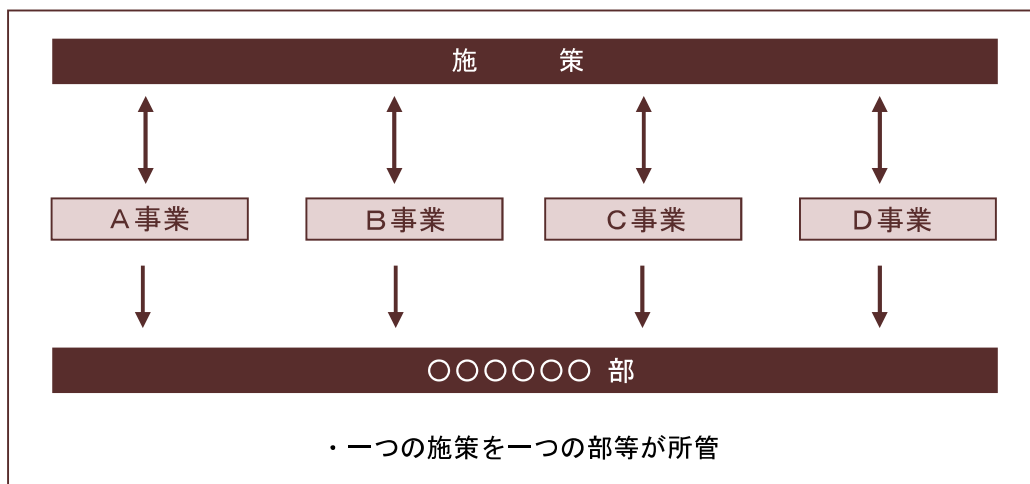
- ・ 施策体系と組織体系の整理

本実施計画では施策体系と組織体系の整理を行い、一つの施策を一つの部等で所管することとしています。

これにより、各施策の責任者を明らかにし、それぞれの施策及び事務事業を推進する主体を明らかにします。

また、施策体系と組織体系を整理することで、各施策の推進に係るインプット（経費及び人員）を明らかにし、各施策責任者がそれぞれの業務・組織マネジメントを効率的に実施できる体制を構築するとともに、計画の効率的な推進を図ります。

なお、施策目標達成に向け、各施策や各事務事業の担当部・課等が中心になり、必要に応じて分野横断的に取り組みを進めることとします。

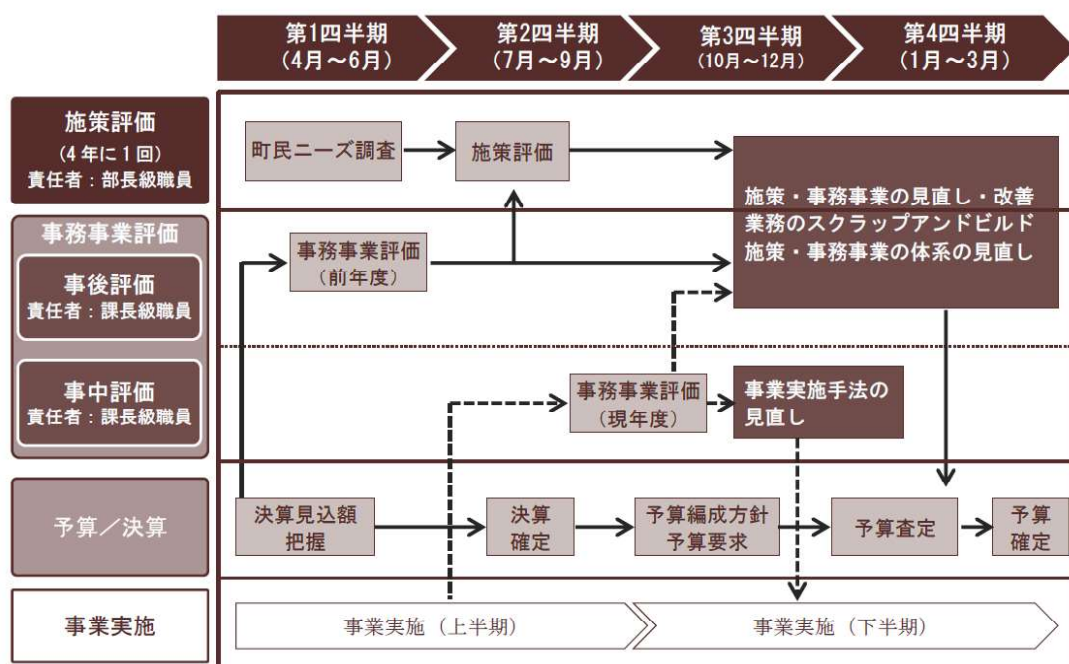


・施策責任者を中心とした進行管理体制

本実施計画の効果的な推進のためには、それぞれの施策責任者を中心とした主体的な取り組みが必要となります。そこで、庁内分権の考え方により、各施策における計画から業務実施、評価、改善という PDCA サイクルを、各施策責任者のマネジメントのもと、各所管部課等で主体的に実行・マネジメントする体制を構築します。

※PDCA サイクル：PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の頭文字を取ったもので、これを有機的に展開することで、業務の実効性を高めるという考え方です。

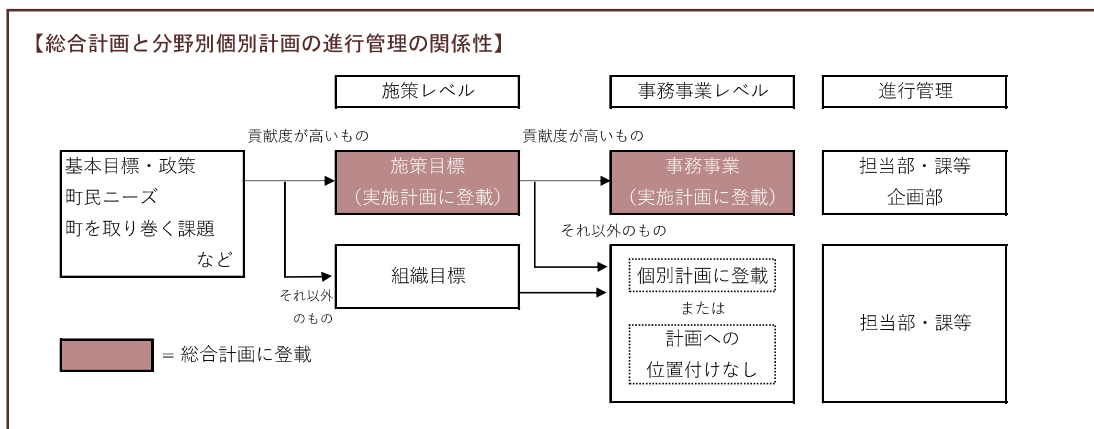
【進行管理の全体像】



3 個別計画との関係

総合計画と各行政分野における個別計画は、総合計画を最上位計画とし、互いに整合を図りながら推進することとしています。

本実施計画に登載した事務事業については、総合計画における進行管理（施策評価・事務事業評価）手法により実施しますが、各個別計画に登載の事務事業については、登載しない事務事業も含めて、各個別計画における進行管理手法により推進することとします。



IV 計画の体系

寒川町総合計画 2040 第 2 次実施計画では、まちの将来像「つながる力で 新化するまち」の実現に向けて、基本構想（34 ページ）に定める 6 つの基本目標と 12 の政策を推進するため、計画期間において取り組むべき施策・事務事業を体系化しています。

また、体系化された各施策・事務事業は、それぞれの目標だけでなく、上位の政策・基本目標の目指す姿（目標）を踏まえて、施策内、政策内、基本目標内、または基本目標を跨いで連携し、効果的・効率的に取り組みを推進していきます。

基本目標：章(6)	政策：節(12)	施策：項(31)	施策所管部等	ページ
第 1 章 まちづくりの原動力 となるひとづくり	第 1 節 子育て・子育て・ 教育の推進	第 1 項 子育て支援の充実	子ども育成部	56
		第 2 項 子どもの育ち・発達の支援	子ども育成部	58
		第 3 項 学校教育の推進	教育委員会	60
	第 2 節 生涯を通じた学びと 自己実現の促進	第 1 項 スポーツ・レクリエーション活動の推進	町民部	62
		第 2 項 生涯学習の推進	教育委員会	64
第 2 章 生涯にわたって 自分らしく暮らせる まちづくり	第 1 節 健康寿命の延伸	第 1 項 生涯を通じた健康づくりの充実	健康福祉部	66
		第 2 項 高齢者の健康づくりの充実	健康福祉部	68
	第 2 節 福祉の充実	第 1 項 地域福祉の充実	健康福祉部	70
		第 2 項 障がい福祉の充実	健康福祉部	72
		第 3 項 高齢福祉の充実	健康福祉部	74
第 3 章 こころ穏やかに暮らせる まちづくり	第 1 節 自然環境の保全	第 1 項 公園・緑地等の充実	都市建設部	76
		第 2 項 自然環境保全の推進	環境経済部	78
		第 3 項 脱炭素・気候変動適応の推進	環境経済部	80
	第 2 節 住環境の整備	第 1 項 住環境の向上	都市建設部	82
		第 2 項 地域美化の推進	環境経済部	84
		第 3 項 資源循環の推進	環境経済部	86
第 4 章 安全・安心に暮らせる まちづくり	第 1 節 安全・安心の充実	第 1 項 防災対策の充実	町民部	88
		第 2 項 消防団体制の充実	町民部	90
		第 3 項 交通安全・防犯対策の充実	町民部	92
第 5 章 時代に最適化した にぎわいのある まちづくり	第 1 節 都市インフラの 最適化	第 1 項 道路の整備	都市建設部	94
		第 2 項 公共交通網の整備	都市建設部	96
		第 3 項 下水道の整備	都市建設部	98
	第 2 節 市街地の整備	第 1 項 市街地整備の推進	都市建設部	100
	第 3 節 産業基盤の整備	第 1 項 商業の振興	環境経済部	104
		第 2 項 工業の振興	環境経済部	106
		第 3 項 農業の振興	環境経済部	108
		第 4 項 観光の振興	環境経済部	110
第 6 章 まちづくりのための 基盤づくり	第 1 節 つながる力の促進	第 1 項 町民との協働によるまちづくりの推進	町民部	112
		第 2 項 多様な主体によるまちづくりの推進	町民部	114
	第 2 節 持続的かつ健全な 行財政運営	第 1 項 自律的な行財政運営	企画部	116
		第 2 項 まちづくりを支える組織と基盤づくり	総務部	120

【施策及び事務事業の見方】

施策名を示しています。

また、当該施策の上位の目標（基本目標、政策）も併せて示しています。

事務事業ごとに主なターゲットを整理し、当該施策で担う主な **SDGs** のゴールを示しています。（主なターゲットの整理については、152 ページをご参照ください）



町民ニーズ及び状況をグラフや表、写真も用いて示しています。

施策の目標【目指す姿】を達成するために、何を目標に何をするのか事務事業を示しています。

施策と同様、事務事業ごとに目標と取組概要を示しています。

町民ニーズ及び状況を踏まえ、
施策目標【目指す姿】を示しています。
右ページの事務事業目標を達成することで、どのような状態（成果）
を目指すのかを示しています。
また、この施策目標【目指す姿】を示す数値目標をアウトカム（成果）
指標で示しています。